

社会福祉法人 欣彰会
敬寿園宝来ホーム居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人欣彰会が開設する敬寿園宝来ホーム居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業及び介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援（介護予防にあつては介護予防支援）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあつては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 敬寿園宝来ホーム居宅介護支援センター

(2) 所在地 さいたま市西区大字宝来86番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼任）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上（常勤、非常勤）

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援及び介護予防居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 敬寿園宝来ホーム居宅介護支援センター相談室又は利用者の自宅
- (2) サービス担当者会議開催場所 敬寿園宝来ホーム居宅介護支援センター相談室又は利用者の自宅
- (3) 居宅訪問の頻度 月1回以上(介護予防にあつては3月に1回以上)
- (4) 居宅サービス計画及び介護予防居宅サービス計画 居宅サービス計画及び介護予防居宅サービス計画の原案の内容について利用者の同意を得て、作成時に交付する。
- (5) 課題分析には、ICF生活評価基準に基づく敬寿園宝来ホーム生活機能アセスメント表を採用する。

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) さいたま市・上尾市・川越市・春日部市・久喜市境から、片道概ね5キロメートル未満
100円
- (2) さいたま市・上尾市・川越市・春日部市・久喜市境から、片道概ね5キロメートル以上
200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市、上尾市、川越市、春日部市、久喜市の区域とする。

(苦情処理)

第8条 利用者及びその家族から苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合で、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(事故対応)

第9条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 1か月以内
- (2) 継続研修年 1回以上

(非常災害対策および非常災害時BCP)

第11条 天災、人災が発生した際に、利用者と職員の生命を第一に考え、適切に避難を行う。また、あらゆる災害にも適切迅速に対応ができるよう、備えを徹底する。

- (1)年間2回の避難訓練を実施し、避難時の手順を共有する。
- (2)事業継続計画（BCP）を策定し、水害や停電などの長期的対応が必要な場合には、それに従い、事業継続を行う。
- (3)災害対策担当者を設置し、災害BCP委員会を定期的開催し、BCPの見直しを行う。
- (4)災害BCP研修を採用時及び年間2回以上実施し、職員の意識の向上を図る。
- (5)協定締結事業所、行政、地域との連携を重んじ、相互協力を努める。

（感染症対策および感染症発生時BCP）

第12条 感染症法に定義される感染症及び指定感染症、あるいは将来発生し得る新興感染症等（以下「感染症等」という）の感染防止、まん延防止に努めるものとする。

- (1)感染症等が発生した場合の医療との連携、施設内での隔離（ゾーニング）方法等を、協力医療機関とともに予め策定する。また、年に一度、協力医療機関とともに見直しを行う。
- (2)大規模クラスターが発生した際は、利用者が安全安心に生活が継続出来るよう、感染症発生時の事業継続計画（BCP）を策定し、それに従う。
- (3)感染症対策責任者を置き、感染対策委員会を設置し、定期的開催する。また、それと一体的に感染症BCP委員会を開催し、クラスター等が発生した際にも事業を継続できるよう備える。
- (4)感染症及び食中毒蔓延防止訓練及び研修、感染症BCP訓練及び研修を、それぞれ年間2回以上実施する。

（虐待防止のための措置）

第13条 施設は、**身体拘束を含む身体的・精神的虐待**の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) **身体拘束を含む身体的、精神的な虐待を防止するための指針**を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束は行わない**。万一身体拘束を行わざるを得ない場合は、所定の手続きに従い、然るべき対応を採る。

2 秘密の保持

- (1) 職員は、個人情報保護法等に基づき業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人欣彰会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成17年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成19年 4月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成19年 9月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成20年 3月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成20年 7月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成21年 3月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成21年 4月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成26年 1月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、平成27年 4月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、令和 2年10月1日から施行する。(一部変更)
- この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。(一部変更)